

令和7年度情報科学院大学院教育改革推進プログラム
「国際的で多様な価値創造人材育成事業」
学生論文掲載料支援実施要項（改訂版）

情報科学院

(趣旨)

情報科学研究科及び情報科学院の研究室に対して、その指導のもとで学生が執筆した論文を学術雑誌等に掲載するための費用（掲載するために必要な別刷の購入に要する費用などを含む。以下「掲載料」という。）を、情報科学院大学院教育改革推進プログラムから支給することにより、研究科及び学院の人才培养目的等に沿った教育を強化する事業を実施しますので、希望する研究室は本実施要項にしたがって応募してください。

(支援対象)

支援対象の研究室は、本学院におけるコースを構成する研究室とし、修士課程在籍者及び博士後期課程在籍者および既卒学生のみ（修士課程既卒者は対象外）とします。

(申請条件)

支援の対象となる掲載料は、情報科学研究科又は情報科学院に在籍している（あるいは、在籍していた）学生が主として執筆して採択された査読付き学術論文に係るものであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中に支払い処理が可能であるものとします。なお、国際会議の予稿集等に掲載される論文については、本プログラムの支援対象とはなりません。

(支援額)

掲載料の半額を上回らない範囲の経費を、10万円を上限として後日、本学院の運営費交付金で支援処理します。なお、学院の支援額は研究室の負担額を超えない範囲とします。

支援処理は各期に一括で行うものとし、研究室宛に支援を許可された3事業の合計金額をまとめて処理するものとします。

(審査及び決定)

本事業担当の取組実施担当者が申請条件を審査し、学院長が予算残額を考慮して支援の可否および支援額を決定します。

(申請方法)

申請を希望する研究室は、本事業の申請書および必要書類を、申請期限内に情報科学研究院事務課（教務担当）に提出してください。

(その他)

本事業は、学生旅費支援事業と合わせて各期計45万まで（期内は先着順）、総計90万の予算上限とします。1期の残額は2期に繰越します。1期期間中に納品されたものを2期に申請しても構いません。ただし、年度をまたぐ申請はできません。